

～ 専門実践教育訓練の受講を希望する方へ ～ 訓練前キャリア・コンサルティングのご案内

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給を希望される方は、原則として、訓練開始日の1か月前までに、訓練前キャリア・コンサルティング（※）を受けていただき、「ジョブ・カード」の交付を受け、受給資格の決定を受ける必要があります。

訓練前キャリア・コンサルティングを受ける際は、事前の電話予約が必要となっていますので、下記にお電話ください。

（※）キャリア・コンサルタントの資格を有し、必要な研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリア・コンサルタントが、適切な訓練の選択を支援するために実施するキャリア・コンサルティングのことです。

東京都内の予約受付

<電話番号> 03-5840-6035

(受付時間：平日 9：00～17:00)

※ 平成 26 年度は、株式会社インテリジェンスが、厚生労働省東京労働局から訓練前キャリア・コンサルティング実施業務の委託を受けています。

■実施に当たっての留意事項

- ・訓練前キャリア・コンサルティング実施ハローワークは裏面をご覧ください。
- ・訓練前キャリア・コンサルティングを受ける際は、予め記入した「ジョブ・カード」(裏面参照)をご持参ください。
- ・訓練前キャリア・コンサルティングに要する時間は、原則1回概ね 60 分を目安にしています。
- ・在職中の方で、雇用されている企業から訓練受講の承認が得られる場合は、訓練前キャリア・コンサルティングを受ける必要はありません。
- ・専門実践教育訓練の教育訓練給付金と教育訓練支援給付金等の支給に係る相談は、ハローワーク職員が行いますので、ハローワークの窓口までお問い合わせください。

東京労働局・ハローワーク

ジョブ・カードの記載に当たって

訓練前キャリア・コンサルティングを受ける際は、事前にジョブ・カードに必要事項をご記入いただき、当日、ご持参ください。

ジョブ・カードとは

ご自身の能力や将来への希望などを整理し、明らかにしていくツールです。様式に添ってこれまでの学習歴や職業経験などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら書いてください。

◆ジョブ・カード様式ダウンロード(記入例もこちらから)

ジョブ・カード様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jc03.html

※ 訓練前キャリア・コンサルティングを受けられる際は、上記のジョブ・カード様式のうち、様式1[履歴シート]、様式2[職務経歴シート]、様式3[キャリアシート]の3つの様式にご記入の上、予約日当日にご持参ください。

■ジョブ・カード記入に当たっての留意事項

- 記入いただいたジョブ・カードは、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格決定の際に、ハローワークに提出する書類の一つとなるため、虚偽の記載をされた場合は、責任を問われる場合があります。
- 過去にジョブ・カードの交付を受けたことがある場合は、交付済みのジョブ・カードをご持参いただくことができます。ただし、その場合であっても、様式2[職務経歴シート]は、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の決定時にハローワークに提出する必要があるため、新たに記入をお願いします。また、交付済みのジョブ・カードに記載されている内容から変更がある場合は、改めて記入をお願いします。
- 就業に関する目標・希望など、整理ができておらず、ご自身で記入できない場合は、キャリア・コンサルティングを通して支援をさせていただきますので、そのままご持参ください。

訓練前キャリア・コンサルティング実施所日程表(10:00~17:00)

	月	火	水	木	金
城東ブロック	上野所 木場所	足立所 墨田所	王子所 墨田所	足立所 木場所	足立所 墨田所
中央・城南 ブロック	飯田橋所 品川所 新宿所	飯田橋所 渋谷所 新宿所	飯田橋所 渋谷所 池袋所	大森所 渋谷所 池袋所	品川所 新宿所 池袋所
多摩ブロック	八王子所 立川所 三鷹所	八王子所 府中所	立川所 町田所	青梅所 府中所	立川所 三鷹所